

令和 8 年度近畿農政局大阪府拠点事務室配置変更業務仕様書

1. 目的

本業務は、近畿農政局大阪府拠点の什器類他を移設及びそれに付帯する作業等を行うものである。

2. 履行場所

近畿農政局大阪府拠点

〒540-0008 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館

●什器等の移設先は別添図のとおり

3. 履行期限

令和 8 年 1 1 月 2 0 日（金）までとする。

4. 物品等移転

(1) 移転作業

別添物品等を搬出し、担当職員が指定する位置に設置する。

(2) 養生作業

ア 受注者は、物品等の搬出入作業（以下「作業」）の際、使用する対象となる全ての搬出入口、廊下、通路、エレベーター及び各室等の損傷の恐れのある場所の養生を行うものとする。

イ 受注者は、原則として、作業を開始するまでに養生作業を完了させるものとする。
ただし、担当職員が別途指示した場合は、それに従うものとする。

ウ 受注者は、作業が終了した部分の養生は順次撤去し、構内に残置させないこと。

エ 受注者は、養生の撤去に際して損傷、汚れ等の有無について担当職員の確認を得るものとし、養生部分に損傷又は汚れ等が認められる場合、担当職員の指示に基づき原状回復を図るものとする。

(3) 運搬作業

受注者は、物品等の搬出入作業に際して物品の損傷の有無について担当職員の確認を得るものとし、損傷等が認められる場合、担当職員の指示に基づき原状回復を図るものとする。

(4) 完了報告

業務完了報告書を履行期限までに提出すること。

5. 作業時間等

(1) 作業実施日は閉庁日とし、発注者及び受注者間で協議のうえ決定するものとする。

(2) 受注者は、移転用ラベルシール 500 枚及び段ボール 480 箱並びにクラフトテープ 24 巻

を発注者の指示した日までに受注者負担で送ること。

使用後の段ボールは、発注者の指示する日までに受注者において引き取ること。

(3) 作業時間

原則 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間で行うものとするが、終了時刻が遅延等する場合は担当職員と事前に協議し指示を受けること。

6. 事故防止等

受注者は、本業務の実施に当たっては事故防止に万全の注意を払うこととし、万一、事故等が発生したときは、速やかに監督職員に連絡のうえ、受注者の責任において適切な処理を行うこと。

7. 環境配慮のチェック・要件化

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、次に示す環境関係法令を遵守し、新たな環境負荷を与えることにならないよう努め、また、環境関係法令の遵守以外の取組にも努めるものとする。

ア エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

イ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律 100 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）

ウ 環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

8. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項又は疑義等が生じた場合は、その都度担当職員と協議を行い、その指示によるものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり、業務遂行上知り得た情報について第三者に漏洩してはならない。
- (3) 受注者は現場を確認した上で見積もるものとし、契約後の数量変更は変更契約の対象としない。
- (4) 受注者が提出する適法な請求書を受理した日より起算して30日以内の日に支払うものとする。



位置図

大阪合同庁舎第1号館（大阪市中心区大手前1-5-44）

